

議案第 130 号

伊賀市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

伊賀市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市任期付職員の採用等に関する条例（平成16年伊賀市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項の表を次のように改める。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料月額	232, 000 円	251, 700 円	279, 300 円	309, 800 円	332, 600 円	366, 800 円	420, 700 円

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和 7 年 12 月 1 日から施行し、この条例による改正後の伊賀市任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の伊賀市任期付職員の採用等に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（退職等職員に関する経過措置）

- 3 この条例の施行の日前に退職し、又は死亡した職員への給与の支給については、なお従前の例による。